

公益財団法人ジョイセフ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人ジョイセフ（以下、「本財団」という。）と称する。英文では、**Japanese Organization for International Cooperation in Family Planning (JOICFP)**と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、人口・保健分野における国際協力の推進を通し、世界の人々が、生涯にわたる健康とその権利を享受できる社会を実現するために、家族計画、母子保健、HIV・エイズ予防を含むリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の情報とヘルスケア・サービスを自らの意思により自由に選択できる機会を確保できることを目指し、人々の保健の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人口・保健分野の技術協力・人材養成事業
- (2) 人口・保健分野の社会貢献活動の普及、支援者拡大及び寄贈品支援事業
- (3) 人口・保健分野の広報啓発・提言事業
- (4) 人口・保健分野の調査研究事業
- (5) 人口・保健分野の緊急復興支援事業
- (6) 人口・保健分野の国連機関・国際機関、各国の政府・NGO等との連携・協力事業
- (7) その他、本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 本財団の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・

財団法人法という) 第 172 条第 2 項に規定する、本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産について本財団は適正な維持および管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経た後、評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 7 条 本財団の財産の管理運用は、代表理事（以下、理事長及び専務理事という。）が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用管理規程によるものとする。

2 本財団が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(事業年度)

第 8 条 本財団の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 本財団の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 10 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の議決を経て定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第 12 条** 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本財団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

第 4 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(規律)

第 13 条 本財団は、評議員会が別に定める倫理規程（自主行動基準）の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる目的達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(定数)

第 14 条 本財団に、評議員 8 人以上 15 人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人・一般財団法人法第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

（評議員総数の条件等）

第16条 本財団の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

2 評議員は、本財団（又はその子法人）の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

3 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 18 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 19 条 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。その総額は、毎年 50 万円を超えないものとする。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員および評議員の報酬等に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 21 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

(6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(8) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 24 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 22 条 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第 23 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 24 条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日前の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 25 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 27 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 32 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 人が、記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第 31 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程によるものとする。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(役員を設置)

第 32 条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以内

- 2 理事のうち 2 人以内を代表理事とする。その内、1 名を理事長及び 1 名を専務理事とすることができる。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2 名以内を一般社団・財団法人法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。その内、1 名を常務理事とすることができる。

(役員を選任)

第 33 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事、常務理事及び他の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 34 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。常務理事及び他の業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程に

より、本財団の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び専務理事、前項の業務を執行する常務理事及び他の業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 監事は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- (4) 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。
- (5) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- (8) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第32条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 37 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員数の条件等)

第 38 条 本財団の理事のうち、理事のいずれか 1 人及びその他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 本財団の監事には、本財団の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(報酬等)

第 39 条 役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程による。

(責任の免除)

第 40 条 本財団は、役員一般の一般社団・財団法人法 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本財団は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会長)

第 41 条 本財団に、会長を置くことができる。

- 2 会長は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、理事長の諮問に応じ、本財団の運営について、意見を述べる。
- 4 会長の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 会長には、報酬を支給することができる。

(顧問)

第 42 条 本財団に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、本財団の運営について、意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 顧問には、報酬を支給することができる。

第2節 理事会

(構成)

第43条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第44条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本財団の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、専務理事、常務理事及び他の業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備
 - (6) 第40条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
- 3 本財団が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式(出資)について、その後取得した同一銘柄の株式(出資)の含め、その株式(出資)の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合には、次の事項を除き、予め理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を必要とする。
- (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式
 - (3) 株主配当増資への応募
 - (4) 株主宛配布資料の受領

(種類及び開催)

第45条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする(臨時)理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第49条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第50条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第51条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第53条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程によるものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 公益法人認定法第11条第1項各号に掲げる、公益目的事業を行う地域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む)、及び公益目的事業の種類又は内容の変更等に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第56条 本財団は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由の発生により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 57 条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 59 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備えつけ帳簿及び書類)

第 60 条 本財団の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、認可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 62 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 8 章 会 員

(会員)

第 61 条 本財団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める「会員に関する規程」による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 本財団は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

第63条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第64条 本財団の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この定款は、平成23年9月1日より実施する（平成23年5月24日理事会・評議員会決議）

この定款は、平成25年3月1日に改定する（平成25年3月1日評議員会決議）

この定款は、平成26年6月11日に改定する（平成26年6月11日評議員会決議）

この定款は、平成27年3月17日に改定する（平成27年3月17日評議員会決議）

この定款は、令和元年6月10日に改定する（令和元年6月10日評議員会決議）

この定款は、2023年（令和5年）6月5日に改定する（2023年6月5日評議員会決議）

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立に登記を行っ

たときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本財団の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

芦野由利子、阿藤誠、石黒満、加藤尚美、北川照男、北村邦夫、近泰男、早乙女智子、鈴木良一、高橋秀行、津谷典子、西内正彦、西川陽子、樋口恵子、山口澄江

監事

柴田昭二、樋口教雄

4 本財団の最初の代表理事は近泰男及び山口澄江、業務執行理事は鈴木良一及び高橋秀行とする。

5 本財団の最初の評議員は次に掲げる者とする。

評議員

安達知子、大川玲子、小川登、尾崎美千生、河合忠、北谷勝秀、久米美代子、櫻田忠宏、鈴木黎児、竹内勤、竹信三恵子、林滋生、原澤勇、原ひろ子、福川伸次、房野桂、目黒依子、山内邦昭